

公 告

建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号）の一部を次のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は、平成26年6月30日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し、同日前に入札手続を開始した建設工事については、なお従前の例によるものとします。

平成26年6月30日

高松市長 大 西 秀 人

14(1)オ(ア)中「及び入札、契約の締結等の権限の委任」を「入札、契約の締結等の権限の委任等」に改め、14(1)オ(ア)に次のように加える。

g 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（準市内企業又は市外企業であって、直近の入札参加資格申請の際に経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出していないものに対し提出を求める書類をいう。（イ）gにおいて同じ。）

14(1)オ(イ)中 i を j とし、h を i とし、g を h とし、f の次に次のように加える。

g 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

14(1)オ(ウ)中「(イ)aからiまで」を「(イ)aからjまで」に改め、14(8)に次のように加える。

キ 次の(ア)又は(イ)に掲げる事項に係る評価を受けようとする場合において、当該契約における消費税及び地方消費税額を明らかにする必要があるときにあっては、その税額を明らかにすることができる書類

(ア) 過去5年度間及び今年度に完成した同業種工事の施工実績

(イ) 過去5年度間及び今年度完成の同業種工事の主任（監理）技術者としての施工実績

14(9)中「(8)アからカまで」を「(8)アからキまで」に改め、14(11)中「並びに(8)カ(ア)」を「、(8)カ(ア)」に改め、「証明書の写し」の次に「並びに(8)キの書類」を加える。

別表第1中「地方公共団体金融機構」の次に「、地方公共団体情報システム機構」を加える。

別表第2①の項中 「・営業証明書※  
4」を 「・営業証明書※  
4  
・経営規模等評価結果通知書  
・総合評定値通知書※4」に改め、同表備考4中

「営業証明書」の次に「又は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を加える。